

公益財団法人公益法人協会 第 32 回(臨時)評議員会議事録

- 1 開催された日時 2022(令和4)年3月10日(木) 10時~12時
- 2 開催された場所 「仏教伝道センター」8階「和」
- 3 評議員総数及び定足数
総数 25名、定足数 13名
- 4 出席評議員数 23名
(会場出席) 秋山孝二、紙野憲三、亀岡晃浩、小西恵一郎、高橋陽子、谷井 浩、吉井實行
(オンライン出席) 伊藤道雄、稲垣裕志、上保紀夫、大貫正男、尾崎勝吉、樺山紘一、
川嶋 真、木村裕士、茶野順子、徳川義崇、永沢裕美子、中嶋康博、
中野佳代子、西田浩子、野村 萬、山本晃宏
(欠席) 木戸 寛、島田京子
(監事出席) 谷村 啓(会場出席)
(理事出席) 雨宮孝子理事長、鈴木勝治副理事長、長沼良行理事(以上、会場出席)、
太田達男会長、蓑 康久理事(以上、オンライン出席)
(議案説明及び報告) 雨宮理事長、鈴木副理事長、長沼理事・総務部長

5 議 題

決議及び承認事項

第1号議案「議事録署名人の選出」の件(決議事項)

第2号議案「2022年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件(承認事項)

報告事項

- ① 第67回理事会のその他決議・承認事項
- ② 「私立学校法人ガバナンス改革」の動向
- ③ A 改正労働施策推進法等の施行によるハラスメント等の防止対策の強化について(対応方針)
B 「非営利法人のためのESG投資研究会」の状況
- ④ 「一般法人法の改正と役員賠償責任保険」オンライン説明会の開催
- ⑤ 「税額控除証明書」更新までの経緯
- ⑥ 「創立50周年記念事業及び募金」の状況
- ⑦ 2021年度入退会の状況
- ⑧ 当協会Webサイトの改修とその後の状況
- ⑨ その他報告

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、オンラインでの出席を含めて評議員総数25名中23名が出

席、2名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数13名以上の出席を充足していることを確認した。また、また、オンライン出席者とは事前に適時的確な意見表明ができる環境にあることも確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋陽子評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案「議事録署名人の選出」の件(決議事項)

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、徳川義崇、永沢裕美子の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案「2022年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件(承認事項)

雨宮理事長から事業計画案について説明があった。説明によると、3年目を迎えるコロナ禍において、公益法人の財政基盤の脆弱性が一層浮き彫りとなり、公益法人制度に内在する問題点と改善点がさらに明らかとなった現在、今後もあらゆる機会をとらえ、制度の改正・改善を各方面に働きかけ続ける必要がある。さらに、内閣府「公益法人の会計に関する研究会」での公益法人会計の諸課題の検討や、内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の検討と関連のある「学校法人ガバナンス改革会議」についてもその動向に引き続き十分に留意していきたい。

2022年度は、基本方針として①中期経営計画の初年度として事業計画の果敢で着実な実行、②『新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム』で採択された大会宣言(財務三基準関連の是正、変更手続の簡素化、情報開示の拡大等の政策提言)の実現と「公益法人ガバナンス・コード」の普及、③創立50周年記念事業(記念シンポジウムの開催、50年史の編纂、記念出版『公益法人・一般法人の理論と実務』の刊行)の実施と、これを通じた公益法人界における当協会の中間支援組織としての地位の一層の確立、④会員の意見や要望の一層の傾聴、調査活動の強化と国内外への有効な提言の発信、⑤IT技術の活用、機関誌や出版物の執筆者として迎え入れた外部の学者や専門家によるサークル(サロン)づくり、会員の維持・拡大のための最大限の努力の注入、⑥政府の働き方改革等の動きへの対応(明るい職場づくり)、以上6点を柱として掲げたい、とのことであった。

次に、事業計画として下記のとおり項目ごとの説明があった。

<公益目的事業Ⅰ「普及啓発」>①『運営実務(第4版)』『定款・諸規程例(新版)』等の実務書の刊行(準備)、②「広報会議」の組成と当協会Webサイト(昨年12月修補)およびメール通信の内容拡充と情報発信の検討、③当協会創立50周年記念シンポジウムの開催、④海外の中間支援団体(英国NCVO、米国IS)との連携交流の継続と東アジア市民社会フォーラム(日中韓)の開催、⑤マスコミ懇談会等のメディア対策、⑥若い世代への公益法人への理解を深めるためのインターンシップ推進。

<公益目的事業Ⅱ「支援・能力開発」>①オンライン相談の常設(会員サービス化)、②会場型・ウェブ型併用による各種セミナーの展開及び講師派遣事業の活性化、③実務情報の一層の提供と会員等の交流の場としての『公益法人』誌の充実、④公益法人・一般法人の情報公

開・公告代行を担う「共同サイト」の新規利用法人の開拓、⑤「団体保険」の保険内容の充実の検討と加入団体の拡大(2021年度より公益目的事業Ⅱの構成事業となった)。

<公益目的事業Ⅲ「調査研究・提言」>①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」、「ESG投資研究会」(第二フェーズ)の開催、「訪米調査ミッション」の派遣検討、年次アンケートの実施、新たな公益信託制度の活用に向けた勉強会の再開検討、シンクタンク機能の検討、②調査研究、国内連携事業とも連携した4専門委員会の継続開催、③「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」や内閣府会計研究会の動向を注視した要望活動、「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」での大会宣言のさらなる積極的な働きかけ、50周年シンポジウムでの新たな提言・声明発表の検討。

<法人管理>会員サービスの充実と退会の減少と新規会員獲得。

<組織運営>①役員・評議員および専門委員の適正性、専門性、多様性を考慮した体制整備、②財政基盤強化と一般寄附拡大のためのイメージ戦略や新しいテクノロジー等の活用、③働き方改革への対応、人材育成。

続いて、長沼理事より配布資料を元に2021年度の財務状況の説明とともに、2022年度収支予算について説明があった。

まず、2021年度の財務状況であるが、経常収益が約2億700万円(2021年予算比マイナス1,500万円)、経常費用が約2億460万円(2021年予算比マイナス1,900万円)であり、当期経常増減額は250万円程度のプラスとなる見込みである。これは会員の退会が想定より少なかったことや一般寄附が寄与していると考えられる。具体的に言えば、収益では、出版事業が予算比65%ながらも前年度実績並みであり、同様にセミナー事業が予算比85%ながらも前年度実績比110%と回復基調にあることのほか、予算計上はしていないが内閣府相談会の受託費分が貢献している。費用では、予算比で人件費がマイナス460万円であるが、これは経理補助要員採用の見合わせや役員報酬、職員賞与の減額などによる。物件費では、旅費交通費で予算比マイナス600万円、通信運搬費が予算比マイナス200万円、諸謝金が予算比マイナス600万円であるが、これらはいずれもコロナによる緊急事態宣言を受け上期のセミナー開催を控えたことや訪米調査団の派遣見合わせ等に因るものである。また、予算には計上していなかったが、コンピューターシステム関係費がプラス400万円であるが、ウェブサイトの改修分に因るものである。収入・費用ともに減少し、縮小均衡という状況である。

次に、2022年度収支予算であるが、中期計画案にも書かせていただいたが、2021年度経常収益見込みは2億700万円、コロナ禍前の2018年度決算と比べると約1割強減少している。依然としてコロナ禍収束のめどは見通せない状況であるが、財務的目標としては本中期計画実施中には、コロナ禍前の状況までの回復を目標に立案した。まず経常収益について、受取入会金は新規入会50件を目標として250万円、受取会費は会員数純増30件を見込み1億600万円とした。事業収益は前年度予算比と同規模の1億680万円、実績対比ではプラス1,000万円を立案した。これは新刊書籍『会計実務(第2版)』が2月末に刊行しその収益が見込めること、セミナーが回復基調にありウェブセミナーを拡充する方向であることに因るものである。このほか、受取助成金675万円、受取寄附金1,217万円(このうち1,000万円は50周年記念シンポジウムの募金)があり、経常収益計は2億3,470万円を計画している。一方、経常費用について、人件

費が2021年度見込に対しプラス620万円としたが、これは会員獲得の拡充のためセミナー業務と兼任による嘱託職員1名の増員、経理補助要員(派遣社員)1名の採用の検討に因るものである。また物件費では2021年度見込に対しプラス2,450万円としたが、これはセミナーの復調、新刊本の印刷増刷、訪米調査団の派遣、50周年記念事業の実施等により、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、諸謝金、会場費、会議費において相応の費用増を見込むためである。経常費用計は2億3,530万円で計画した。

当期経常増減差額でプラス60万円とほぼ収支トントン、公益目的事業会計単独で見ればマイナス547万円で収支相償上はクリアとなるものと思われる。

なお、資金調達及び設備投資の見込みについてはその予定がない旨、説明があった。

以上の説明に関連して、次の意見及び質疑応答があった。

(小西評議員) 2021年度正味財産増減計算書実績見込において、受取寄附金が当年度予算額の200万円に対し見込額が133万7千円増額されているが、この要因は何か。

(長沼理事) 雨宮理事長はじめ、ご寄附をいただいた方が予想より多かったことに因るものである。

(小西評議員) 時枝様に毎年多額のご寄付をいただいていることは評議員の一人として心から敬意を表するものであるが、特定の方の多額の寄附に依存しないような収益構造を検討していかなければならないと思う。事業収益を上げていくとか会員の獲得及び目減りを減らすとか健全な収益構造にしないと、時枝様に気の毒でもある。特定の方の寄附に依存する体質から脱却する必要があると考える。

(雨宮理事長) ありがたいご意見である。特別なことが起こったときに事業がやっていけなくなるのは困るので、財政を見直し、収入源を獲得していくが、とりわけ会費と、セミナー、出版等の事業収益で賄いたいと思っている。特にコロナ禍中であるので、これが少し収まったらどうなるのか等様々な事象を検討して、財政状況の立て直しをしていきたい。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

○報告事項

下記項目について、それぞれ担当執行理事より報告があった。

①第67回理事会の決議・承認事項(雨宮理事長、鈴木副理事長、長沼理事)

(ア)「中期経営計画(2022～2024年度)の承認」(鈴木副理事長)

当協会が本年10月設立50周年を迎えることから、本中期経営計画はこの50年の歴史に学んだ計画とした。当協会は民間の一市民の出捐により設立されたが、公益活動を行う公益法人の支援という民間主導の伝統は、その独立性・自主性とともなう誇るべき遺産である。設立当時掲げた5つの事業は2008年の公益法人制度改革における移行時においても基本的には形を変えず、さらに「民間非営利組織支援センター」を併称し、公益法人のみならず広く民間の公益活動を行う法人を育成・支援する対象として拡張した。これらの設立目的はおおむね成功裏に遂行していると思われるが、当初より財団法人として十分な

資産を保有しておらず、現在も主な収入を会費と業務収入に頼らざるを得ないというこの財政基盤の脆弱性が、当協会の一歩の課題であると認識している。今後は、会員であることの名譽やメリットをさらに提供し、会員の増大や減少の縮小を図ること、シンクタンクの創設等具体的なプロジェクトを掲げ当協会への支援を仰ぐこと、遺贈寄附等による基本財産の増加や劣後債（ないしは借入れ）の導入を超長期的に試行すること等の積極的な対処が必要と考えている。また、当協会の目指すべき姿として、民間公益活動を行う法人の育成・支援の推進による「信頼され親しまれる協会の実現」を掲げ、具体的な個別事業、管理部門の目標・課題については「中長期経営計画(工程表)」に短年度、中・長期にわけ項目と矢印で示した。この工程表に基づき、今後達成状況の把握と未達成課題の検討について管理していきたい。なお、2021年度は250万円の黒字の見込であり今後3ヶ年もほぼ収支トントンで推移するものと思われるが、前回の中期経営計画(2019年～2021年度)においても年度毎に凹凸はあり、コロナの影響を受け中期経営計画の策定と実行の難しさが表れている、とのことであった。

(イ) 「『個人情報等管理規程』及び『育児休業規程』並びに『介護休業規程』の改定」の件
(長沼理事)

まず「個人情報等管理規程」は、令和2年度の「個人情報保護法」の改正（令和4年4月1日施行）において、個人の権利が拡充される一方、法人の義務が強化(努力義務から必須化)されるため、保有個人データの定義、文言整備、法改正等の措置を行うものである。また、「育児休業規程」「介護休業規程」は、令和3年度の「育児・介護休業法」の改正（令和4年4月1日施行）において、有期雇用労働者の育児介護休業取得要件が緩和されたことなどから、文言整備、法改正対応等の措置を行うものであり、施行日はいずれも4月1日である、とのことであった。

(ウ) 「『役員賠償責任保険』2022年度契約締結」の件(長沼理事)

一般法人法改正（2021年3月1日施行）により、一般法人及び公益法人は、法人として役員賠償責任保険に加入する際に理事会の決議が必要とされるため理事会決議を受けた。保険名称は、役員賠償責任保険、引受保険会社は損害保険ジャパン株式会社。保険の対象者は理事、監事及び評議員であり、保険期間は2022年5月1日から1年間。てん補限度額は1億円であり、年間保険料は10万5千円である、とのことであった。

(エ) 「顧問の選任」の件(長沼理事)

現顧問2名の任期がいずれも本年3月31日で満了となるので、理事会にて兩名（石村耕治氏、岡本仁宏氏）を再任した。任期は2022年4月1日～2024年3月31日の2年間、とのことであった。

(オ) 「2022年度役員報酬(4～6月)」の件(長沼理事)

2022年度の役員報酬の月額については2021年度(7月以降)と同額としたが、本年6月の定時評議員会にて理事改選が予定されるので、本理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬として承認を受けた、とのことであった。

(カ) 「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」(長沼理事)

2021年度の事業報告等及び計算書類等の承認、役員改選等に係る定時評議員会は、

6月28日(火)14時より如水会館にて開催することが決議された、とのことであった。

②「私立学校法人ガバナンス改革」の動向(鈴木副理事長)

学校法人のガバナンス改革、もっと広く言えば非営利法人のガバナンス改革は、政府自民党の基本方針2019(ならびに2021)に基づきスタートした。公益法人については早稲田大学の山野目先生のレポートが2020年12月に出されたが、これは政府の基本方針と同様のものであった。これに対し、学校法人については、能見先生のレポートが2021年3月に出された。学校法人の場合はいろいろな学校があり歴史がありステークホルダーがあるが、やはり自民党の方針と同じようなものであった。そして、2021年12月にこれを具体化するために公認会計士協会元会長の増田氏のレポートが出された。われわれはこの内容に注目し公益法人に影響を与えるのではないかと考えていたが、この増田レポートは学校法人関係者の要望や意図をほとんど考慮せず、新しい公益法人制度ないしは社会福祉法人制度のガバナンスが良いとして、それを押し付ける形になっていたため、おそらく政治的な動きがあり、実際はご破算になったのではないかと思う。そしてこの1月から新しく特別委員会が始まった。中央大学元学長の福原氏が座長である。われわれはこの増田レポートが出た段階で意見書を出そうかと思っていたが、以上のようなごたごたがあり出しそびれていたところ福原座長のもので始まったので、このタイミングで出そうということになった。みなさんの英知を集めさせていただき、当協会、(公財)さわやか福祉財団、(公財)助成財団センター、当協会内設置の2委員会との連名で1月19日付「学校法人のガバナンス改革に関する意見」として集約した。これは私どものホームページで公表したほか、文科省に持って行ったところ、他の非営利法人団体からの意見として資料として取り上げられたほか、学校法人の方からもよく言ってくれたといった反応があった。件の特別委員会は昨日(3月9日)、第4回が開催された。すべてWebで実況中継されているので傍聴しているが、本会議資料のうち参考資料2-2の日本私立大学協会提出意見書の中で<参考>として、われわれの1月19日の意見書が引用されており、広く世間に公益法人協会等の意見が流布されたことになろうかと思う。これに絡んで評議員制度のあり方について議論が巻き起こっているところであるが、現時点では「学校法人における機関構造とガバナンスのあり方」(福原主査作成資料)のような内容で収束するのではと思われる。今後の見込みであるが、公益法人や社会福祉法人の制度を機械的に学校法人に応用するのではなく、学校法人にふさわしい形のものをつくり、学校の規模に応じてやることとした場合、これを法律に落とし込むには複雑な作業が必要となり相当の時間がかかるものと考えられる。当初、3月までに案を出し通常国会に通すというスケジュールだったようだが、上記のような形でまとまるとすると、法律をつくるのに半年や1年は当然にかかるものであり、今年の通常国会には学校法人のものは出ないのではないかと思われる。そうすると、学校法人の改正次第で公益認定法も変わると内閣府が言っているようだがこれも遅れるのではないかと思う。なお、次回は3月17日に会議が予定されているほか予備日もあるようなのでしゃかりきで、学校法人の改革を進めていくのではないかと考える。

以上の報告に対して、次の意見及び質疑応答があった。

(谷井評議員)なぜ学校法人について公益法人協会がこのように注力するのかというのは普通の会員の方ではなかなか理解しづらい。学校法人のことばかりじゃなくて公益法

人のこともやってくれよという誤解を生まないようにするためにも、ここが大事なんだということをしつこくしつこく前置きしてやっていただければと思う。また、規模に応じた対応策は良いと思う。初等中等教育局マターと高等教育局マターとかあると思うが、公益法人と直接関係があるかは分からないがやり方としては良いと思う。

(鈴木副理事長) 冒頭で流れを説明したのでお分かりいただいたかと思うが、自民党ないし政府与党がどのように考え、それが順番に公益法人、社会福祉法人、学校法人に行き、一方で非営利という意味で共通しているのでひっくり返って公益法人に来る。個別のアイテムでは、評議員の在り方や純資産 300 万円問題に絡んできて、従前はそれらについておかしいということは言ったり要望したりしていたが、なかなか物事を動かそうと思うと、実際には変動、動乱の時でない当局自体もあまり関心を持ってくれない。今が一番良いチャンスかと思う。提言要望する場合は公益法人全法人を挙げて全部の要望だということが政治家から確認されるので、皆さん方にもPRして納得していただくことに努めたいと思っている。おっしゃるとおりのことを鋭意続けていきたい。

(雨宮理事長) そもそも学校法人のガバナンスについてある資料があり、公益法人については制度改革が終わって制度ができている、そこに追いつけという話で文科省の話が始まったようである。そのような状況にない。評議員の定義でさえ法人法にはない。最初のボタンの掛け違いがある。今年の通常国会に文科省は私立学校法を改正するという法案を出している。公益法人も内閣府については認定法を改正するということが決まっている。公益法人制度ができあがって、評議員制度もきちんと整備されているように提示された書面に書かれていたので慌てて始めた。おっしゃるとおりなぜ学校法人のことばかりやるのかと言われるがその前段階があった。私たちは、大学や学校の大小ってどう考えるのとそれを考える必要はない。ただ、基本的な評議員制度について誤解されると困るということである。

(谷井評議員) 執行部の趣旨に関しわれわれはよく分かっているので、日々の業務に没頭せざるを得ない方々に今理事長が仰ったことを何度も何度も繰り返し伝えていただきたい。

(鈴木副理事長) 追加であるが、業務執行報告のうち調査研究提言事業で、民間税制法制調査会の第8回調査会(2月22日)において学校法人のガバナンスの動向について報告し皆様の意見を聞いている。また、専門委員会の法制・コンプライアンス委員会第1回(1月17日)での議論を経て、1月19日の意見書に繋がっている。公益法人協会の会員には、このような研究会を経て情報を還元している。来年度の民間法制税制調査会の調査項目についても、評議員、基金制度の活用、純資産 300 万円問題を取り上げる。非営利の世界の制度が議論されている時であれば当局も政治家ものってくるので早急に4~6月で検討し、もし提言活動に繋がるようなものがあれば皆さまにお諮りして出していきたい。

③ A 改正労働施策推進法等の施行によるハラスメント等の防止対策の強化について(対応方針)(鈴木副理事長)

『公益法人』3月号7ページに解説記事を掲載し、注意喚起した。労働施策総合推進法

の2019（令和元）年改正により、職場におけるパワハラ防止対策が義務付けられたが、従前より防止措置を講じることが義務付けられているいわゆるセクハラ、マタハラ等の対応と合わせ、これは個々の法人で就業規則がどのように定められているかということと絡んでくる。当協会の場合は、就業規則のほか、個人情報等管理規程、公益通報者保護に関する規程があり罰則を伴った規律になっているので4月1日施行でも対応ができていたが、そもそも規定がない場合は一からの対応が必要となるものである。以上であった。

B 「非営利法人のためのESG投資研究会」の状況（鈴木副理事長）

調査研究・提言事業として実施しているESG投資研究会であるが、今年度は第一フェーズとして、ESG投資とは何か？について勉強会の開催を企画し光定先生他それぞれの証券会社等の講師の方から説明を受けたほか、特別講演会を開催し、ESG投資研究の第一人者である高崎経済大学学長の水口剛氏のご講演をいただくなど裨益するところが多かった。第二フェーズは4月からスタート予定であるが、当初より公益法人のための専用ファンドを作りたいとの話があったことから、非常に困難があるかとは思いますが要望に応えたいと考えている。ワーキングチームを組成し2月17日、2月24日、3月7日にWGを開催しているが、本日ご出席の秋山評議員にもメインの検討に加わっていただき非常に精力的に行っていただいております、第二フェーズではそれなりの成果ができるものと期待したい。以上であった。

④ 「一般法人法の改正と役員賠償責任保険」オンライン説明会の開催（長沼理事）

一般法人法改正（2019年12月）に伴う役員賠償責任保険の取扱いに係る留意点についての情報提供と当協会団体保険制度継続加入手続きに関する説明を兼ねて行った。参加者数は59団体84名、当協会団体保険加入団体の約4分の1に視聴していただいた。この中で、役員賠償責任保険の保険料における役員報酬部分に係る税法上の取扱いについても説明したが、これは事業会社や学校法人等は所轄官庁から給与課税の取扱いについて通達が出ている一方で、公益法人は通達がなく取扱いがあいまいであったため、内閣府に確認し回答内容を説明したものである。法令に則って理事会で決議すれば給与課税に当たらないとの回答である。以上であった。

⑤ 「税額控除証明書」更新までの経緯（長沼理事）

当協会は税額控除対象法人として証明書を取得していたがその期限が昨年6月までであったため更新申請をしていたところ、会費の対価性の判断のための追加資料を求められるなど予想以上の時間を要したが1月21日付で申請が認められた。有効期間は5年間、2027年1月20日までである。以上であった。

⑥ 「創立50周年記念事業及び募金」の状況（長沼理事）

おかげさまで個人15名、202団体より合計1,018万円の寄附を頂戴し目標金額を達成した。この場を借りて御礼申し上げたい。記念シンポジウムは10月18日（火）日本教育会館で開催予定、プログラムを確定し登壇予定者やご来賓には内諾を得る等準備を進めており、6月までには詳細をご報告したい。以上であった。

⑦ 2021年度入退会の状況（長沼理事）

2021年度末時点での状況は、入会30件、退会24件で3年ぶりの純増6件、会員数は1,412

件を見込んでいる。入会動機は相談室の利用、セミナー参加、ホームページ由来のものが多く、退会理由はコロナの影響か財政面の理由、会員サービスを利用しない等が挙げられている。以上であった。

⑧ 当協会Webサイトの改修とその後の状況(長沼理事)

新Webサイトは昨年12月24日に暫定版を、1月26日に完成版を公開した。職員向けの説明会も実施済みである。以上であった。

⑨ その他報告

昨年6月に開催した定時評議員会以降の事業実施状況等につき、上記⑧までに報告した項目を除いて別添の配布資料を元に概要報告があり、詳細は後で資料をご覧いただきたいとのことであった。

以上の報告に対して、次の意見及び質疑応答があった。

(谷井評議員) 職員賞与3割減の話について。いざという時のために取っておきたいというのはよく分かるが、自分の財団でもそうだが職員が実情をよく分かっていなかったことがある。できれば役員の方が年に1回でも良いので個人面談をして、実情について職員への説明をしていただきたい。差し出がましいことだが、参考にさせていただければと思う。

(雨宮理事長) 今後は、より配慮したい。

以上をもって議案の審議等を終了したので、12時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

2022年3月10日

議 長 高橋 陽子

議事録署名人 徳川 義崇

議事録署名人 永沢裕美子

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務課長 加藤 利文
総務部主任 松野亜希子

